

県 営 林 入 札 心 得

(趣旨)

第1 この心得は、秋田県が売払いする県営林の立木等の売買契約に係る競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めたものであり、この内容を十分承知の上、入札に参加して下さい。

(法令等の遵守)

第2 入札参加者は、地方自治法、同施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、秋田県財務規則その他の法令並びにこの心得、入札公告において示された事項を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、また、不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に県営林事業を推進にするにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。

(売買物件等の熟知)

第3 入札参加者は、入札公告の確認、入札物件案内への参加等により、施工条件及び契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

(入札への参加者)

第4 県内において、木材業及び木材加工業を営む者又は木材業者で組織する協同組合及び法人で、かつ、県営林林産物売払い一般競争入札参加有資格者名簿に登録された者とする。

(入札保証金)

第5 入札参加者は、入札前に現金又は秋田県財務規則で定める有価証券をもって入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除される場合がある。

(1) 入札参加者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 入札保証金は、入札の終了後直ちに還付する。ただし、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

3 前項のただし書の規定にかかわらず、落札者の入札保証金は、落札者の申出により契約保証金に充当する。

4 入札保証金には、利子を付さない。

(入札の取止め等)

第6 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることができる。

(入札の秩序)

第7 次の各号の一に該当する者は、入札執行者により入札執行の場所から退場させられる場合がある。

- (1) 私語、放言等をなし、入札の執行を妨げた者
- (2) 不穏な行動をなす者

(入札)

第8 入札参加者は、入札書に記名押印の上、指定した日時及び場所において入札書を提出し、又は入札箱へ投入しなければならない。

- 2 代理人に入札をさせるときは、委任状を提出しなければならない。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 4 入札額は、消費税を含む額とし（内消費税〇〇〇円）と記載すること。
- 5 入札は、各入札会場におけるすべての物件について、一度で行う。

(入札書の書換等の禁止)

第9 入札参加者は、その提出又は入札箱へ投入した入札書の書換え、引換又は撤回をすることはできない。

また、開札前に入札書を無効にしたい旨の申し出があった場合でも、これを受理しない。

(無効の入札)

第10 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の物件について、2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の物件について、2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

第11 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。この場合、入札参加者は開札に立ち会わなければならない。

(落札者の決定)

第12 入札執行者は、予定価格以上の入札をした者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 落札者を決定したときは、直ちに口頭をもって、その旨を落札者に通知する。
- 3 落札者の通知後に、錯誤等を理由に入札無効の申出があった場合でも受理しない。また、どのような理由があっても落札を無効としない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第13 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- 2 前項の場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

(再度の入札)

- 第14 入札執行者は開札をした場合、落札者とすべき者がいないときは、直ちに、又は別に日時を指定して再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は、原則として1回までとする。
- 2 前項による再度の入札を行うときは、次の各号の一に該当する者は再度の入札に参加することができない。
- (1) 第10第1号～第5号までのいずれかに該当し、入札を無効とされた者
- (2) 第10第9号に該当し、入札を無効とされた者で再度の入札に参加させることが不相当と認められるもの
- 3 第6の規定は、再度の入札の場合に準用する。

(契約保証金)

- 第15 落札者は、契約書の提出と同時に現金又は秋田県財務規則で定める有価証券をもって契約金額の100分10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除される場合がある。
- (1) 落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 契約保証金は、契約の相手方の売払代金の納入があったときに還付する。
- 3 前項の規定にかかわらず、契約の相手方の申出により当該契約保証金を売払代金に充当することができる。

(契約の締結及び売払代金の納付)

- 第16 契約書を作成する場合において、落札者は、契約書等に記名押印し、落札通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。
- 2 落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札は効力を失う。
- 3 売払代金は、契約締結の日から20日以内に秋田県指定金融機関へ納付すること。
- 4 落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額(税込み)の100分の5に相当する金額を徴収する。

(売払代金の延納)

- 第17 売払代金の延納は、立木処分の代金についてのみ認める。
- 2 買受人が延納を願い出るときは、普通財産売払代金延納申込書を代金納入期限の7日前までに提出すること。
- 3 前項の申込があった場合、買受人が売払代金を一時に納入することが困難であると認められるときは延納を認める。
- 4 延納の基準は、次のとおりとし、延納利息は2.50%とする。
- (1) 契約代金100万円以上500万円未満の場合、納入期限から当該年度内4箇月以内
- (2) 契約額500万円以上の場合、納入期限から当該年度内7箇月以内
- 5 延納する場合は、担保として秋田県財務規則に定める有価証券を、契約締結の日から20日以内にさせる。

(異議の申立て)

第18 入札参加者は、入札後、この心得、契約書、契約事項の各条項又数量についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第19 入札参加者は、関係法令及び契約者の指導事項を遵守するとともに、契約当事者相互の信頼関係を損なうような行為をしてはならない。